

ナンバープレート表示の視認性確保に関する検討会

設置要領（案）

1. 趣旨

ナンバープレート表示の視認性に関しては、これまで、類似の検討会等において、その規制のあり方に関する検討を行ってきたところである。

このたび、交通政策審議会自動車部会「豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会」において、「自動車のナンバープレート表示の視認性の確保」が検討課題の一つとされていることを受け、最近のナンバープレート表示の実態等を踏まえ、改めて具体的な制度の見直しの方向性の検討を行うものである。

2. 検討会の名称

「ナンバープレート表示の視認性確保に関する検討会」とする。

3. 検討会の運営

- (1) 検討会には、座長を1名置く。
- (2) 座長は、必要に応じて、検討事項に関係する者の出席を求めることができる。
- (3) 本検討会は、法令上の規定に抵触する恐れのある個別具体的な事例を取り上げつつ、ナンバープレート表示に関する制度の見直しについて検討を行うものであることから、非公開とする。
- (4) 議事概要については、会議後、速やかに国土交通省ホームページにて公開する。
- (5) この設置要領に定めるものの他、会議の運営に必要な事項については、座長が定めることとする。

4. その他

事務局を国土交通省自動車局自動車情報課に置く。